



発行 新潟県
第 15 号
 平成27年2月24日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 198 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 199 保安林の指定解除予定（治山課）
- 200 保安林の指定解除予定（治山課）
- 201 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 202 公共測量の実施通知（監理課）
- 203 公共測量の終了通知（監理課）
- 204 公共測量の終了通知（監理課）
- 205 道路の区域変更（道路管理課）
- 206 道路の供用開始（道路管理課）
- 207 道路の区域変更（道路管理課）
- 208 道路の供用開始（道路管理課）
- 209 道路の区域変更（道路管理課）
- 210 道路の供用開始（道路管理課）
- 211 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 212 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

- 新潟県スポーツ賞の表彰（秘書課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）

監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況（監査委員事務局）

教育委員会公告

- 平成27年度県立盲学校及び聾学校幼稚部の欠員補充による2次募集（義務教育課）
- 平成27年度県立特別支援学校高等部の欠員補充による2次募集（義務教育課）

告 示

◎新潟県告示第198号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年2月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
短期入所	新発田ふれあいの杜	新発田市城北町2丁目9番12号	株式会社ふれあいの杜	平成27年2月1日

◎新潟県告示第199号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成27年2月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県胎内市大長谷字高平901の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

◎新潟県告示第200号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成27年2月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県十日町市松之山赤倉字小人沢350の36
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

◎新潟県告示第201号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成27年2月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
糸魚川市	糸魚川市の地籍図及び地籍簿 大字鬼伏の一部
見附市	見附市の地籍図及び地籍簿 市野坪町、葛巻町、福島町の各一部
新発田市	新発田市の地籍図及び地籍簿 大字荒川の一部
魚沼市	魚沼市の地籍図及び地籍簿 竜光、下新田、新道島の各一部
魚沼市	魚沼市の地籍図及び地籍簿 西名、西名新田、東野名の各一部
新潟市	新潟市の地籍図及び地籍簿 巻東町の一部

- 2 認証年月日

平成27年2月16日

◎新潟県告示第202号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年2月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（平成26年度 新潟市国土基本図修正業務委託 修正数値図化 レベル2500）
- 2 作業期間 平成27年1月27日から平成27年3月13日まで
- 3 作業地域 新潟市西区、中央区、江南区、南区のそれぞれ一部 34.64km²

◎新潟県告示第203号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年2月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成26年11月5日から平成26年11月21日まで
- 3 作業地域 新発田市滝谷

◎新潟県告示第204号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年2月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成26年10月28日から平成26年11月21日まで
- 3 作業地域 新発田市菅谷

◎新潟県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下長橋上館線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市横岡438番1から	新	9.6～23.0メートル	235.8メートル
同市横岡1437番1まで	旧	6.2～19.0メートル	233.9メートル

◎新潟県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 下長橋上館線
- 2 供用開始の区間

新発田市横岡 438 番 1 から同市横岡 1437 番 1 まで

3 供用開始の期日 平成27年2月24日

◎新潟県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 405号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市浦田字月池6300番66から	新	27.0～101.5メートル	162.1メートル
同市浦田字月池6300番71まで	旧	7.0～70.2メートル	161.7メートル

◎新潟県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 405号
- 2 供用開始の区間
十日町市浦田字月池6300番66から同市浦田字月池6300番71まで
- 3 供用開始の期日 平成27年2月24日

◎新潟県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷十日町津南線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
中魚沼郡津南町大字外丸丁 2515 番から	新	3.6～13.4メートル	60.5メートル
同郡同町大字外丸丁2516番1まで	旧	3.6～13.4メートル	61.0メートル

◎新潟県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務

課において縦覧に供する。

平成27年2月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 路線名 県道 小千谷十日町津南線

2 供用開始の区間

中魚沼郡津南町大字外丸丁2515番から同郡同町大字外丸丁2516番1まで

3 供用開始の期日 平成27年2月24日

◎新潟県告示第211号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年2月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新水地区	五泉市松野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
涌井地区	五泉市松野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松野沢地区	五泉市松野	次の図のとおり	土石流
宮の沢地区	五泉市松野	次の図のとおり	土石流
松野(1)地区	五泉市松野	次の図のとおり	土石流
不動堂1地区	五泉市不動堂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
不動堂2地区	五泉市不動堂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
不動堂(1)地区	五泉市不動堂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
不動堂(2)地区	五泉市不動堂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
不動堂(3)地区	五泉市不動堂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
不動堂川地区	五泉市不動堂	次の図のとおり	土石流
不動沢地区	五泉市不動堂	次の図のとおり	土石流
菅沢地区	五泉市不動堂	次の図のとおり	土石流
辻ヶ入1地区	五泉市尻上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金山地区	五泉市尻上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尻上(1)地区	五泉市尻上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

辻ヶ入2地区	五泉市尻上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
辻ヶ入3地区	五泉市尻上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮古地区	五泉市尻上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮古(1)地区	五泉市尻上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮古(2)地区	五泉市尻上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮古(3)地区	五泉市尻上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金山沢地区	五泉市尻上	次の図のとおり	土石流
竹ノ沢地区	五泉市尻上	次の図のとおり	土石流
中の沢地区	五泉市尻上	次の図のとおり	土石流
尻上沢地区	五泉市尻上	次の図のとおり	土石流
火葬沢地区	五泉市尻上	次の図のとおり	土石流
宮古(1)地区	五泉市尻上	次の図のとおり	土石流
宮古(2)地区	五泉市尻上	次の図のとおり	土石流
宮古(3)地区	五泉市尻上	次の図のとおり	土石流
菅沢(1)地区	五泉市菅沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅沢(2)地区	五泉市菅沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅沢(3)地区	五泉市菅沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅沢(4)地区	五泉市菅沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井戸上沢地区	五泉市菅沢	次の図のとおり	土石流
宮の沢地区	五泉市菅沢	次の図のとおり	土石流
小沢地区	五泉市菅沢	次の図のとおり	土石流
菅沢地区	五泉市菅沢	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	-------	---------------------

寺坂地区	新潟市北区太夫浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
居浦地区	新潟市北区島見町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
出山地区	新潟市北区太郎代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺尾本村地区	新潟市西区寺尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺尾－2地区	新潟市西区寺尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真砂町地区	新潟市西区真砂2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺尾地区	新潟市西区寺尾上2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大野地区	新潟市西区大野、坂井、大学南1丁目、大学南2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂井砂山地区	新潟市西区坂井砂山1丁目、寺尾上6丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺尾台地区	新潟市西区寺尾台2丁目、寺尾北1丁目、松海が丘1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松海が丘西地区	新潟市西区松海が丘1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松海が丘南地区	新潟市西区松海が丘1丁目、西小針台3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松海が丘東地区	新潟市西区松海が丘1丁目、西小針台3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺尾西地区	新潟市西区寺尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十嵐二の町－2地区	新潟市西区五十嵐二の町、内野山手2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
内野町地区	新潟市西区内野山手2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十嵐西地区	新潟市西区五十嵐西、五十嵐三の町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十嵐三の町－1地区	新潟市西区五十嵐三の町北	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十嵐三の町－2地区	新潟市西区五十嵐三の町東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十嵐二の町－1地区	新潟市西区五十嵐二の町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
内野山手地区	新潟市西区内野山手2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十嵐三の町西地区	新潟市西区五十嵐三の町西	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十嵐二の町南地区	新潟市西区五十嵐二の町、内野山手1丁目、内野山手2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
沢田地区	三島郡出雲崎町大字沢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
六郎女橋地区	三島郡出雲崎町大字沢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢田(1)地区	三島郡出雲崎町大字沢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢田(2)地区	三島郡出雲崎町大字沢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢田(3)地区	三島郡出雲崎町大字沢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢田(4)地区	三島郡出雲崎町大字沢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢田(5)地区	三島郡出雲崎町大字沢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢田(6)地区	三島郡出雲崎町大字沢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢田東地区	三島郡出雲崎町大字沢田	次の図のとおり	土石流
沢田地区	三島郡出雲崎町大字沢田	次の図のとおり	土石流
神条地区	三島郡出雲崎町大字神条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神条(2)地区	三島郡出雲崎町大字神条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神条(3)地区	三島郡出雲崎町大字神条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神条(4)地区	三島郡出雲崎町大字神条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神条(5)地区	三島郡出雲崎町大字神条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神条(6)地区	三島郡出雲崎町大字神条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神条(7)地区	三島郡出雲崎町大字神条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神条(8)地区	三島郡出雲崎町大字神条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神条(9)地区	三島郡出雲崎町大字神条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神条地区	三島郡出雲崎町大字神条	次の図のとおり	土石流
神条(2)地区	三島郡出雲崎町大字神条	次の図のとおり	土石流
神条(3)地区	三島郡出雲崎町大字神条	次の図のとおり	土石流
神条地区	三島郡出雲崎町大字神条	次の図のとおり	地すべり

乙茂(5)地区	三島郡出雲崎町大字乙茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乙茂(1)地区	三島郡出雲崎町大字乙茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乙茂(2)地区	三島郡出雲崎町大字乙茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乙茂(3)地区	三島郡出雲崎町大字乙茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乙茂(4)地区	三島郡出雲崎町大字乙茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
貝掛急傾斜地地区	南魚沼郡湯沢町三俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八木沢急傾斜地地区	南魚沼郡湯沢町三俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八木沢土石流地区	南魚沼郡湯沢町三俣	次の図のとおり	土石流
葦の沢地区	南魚沼郡湯沢町三俣	次の図のとおり	土石流
コベヤ沢地区	南魚沼郡湯沢町三俣	次の図のとおり	土石流
細越沢地区	南魚沼郡湯沢町三俣	次の図のとおり	土石流
北ノ入沢地区	南魚沼郡湯沢町三俣	次の図のとおり	土石流
水無川地区	南魚沼郡湯沢町三俣	次の図のとおり	土石流
貝掛土石流地区	南魚沼郡湯沢町三俣	次の図のとおり	土石流
カッサ川(1)地区	南魚沼郡湯沢町三俣	次の図のとおり	土石流
カッサ川(2)地区	南魚沼郡湯沢町三俣	次の図のとおり	土石流
南ノ沢地区	南魚沼郡湯沢町三俣	次の図のとおり	土石流
北ノ沢地区	南魚沼郡湯沢町三俣	次の図のとおり	土石流
大島地区	南魚沼郡湯沢町三俣	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

5 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	-------	---------------------

柱道(1)地区	糸魚川市大字柱道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柱道(2)地区	糸魚川市大字柱道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堂谷川(1)地区	糸魚川市大字柱道	次の図のとおり	土石流
堂谷川(2)地区	糸魚川市大字柱道	次の図のとおり	土石流
柱道(1)地区	糸魚川市大字柱道	次の図のとおり	土石流
指塩地区	糸魚川市大字指塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第212号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年2月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新水地区	五泉市松野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
涌井地区	五泉市松野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
不動堂1地区	五泉市不動堂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
不動堂2地区	五泉市不動堂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
不動堂(1)地区	五泉市不動堂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
不動堂(2)地区	五泉市不動堂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
不動堂(3)地区	五泉市不動堂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
不動堂川地区	五泉市不動堂	次の図のとおり	土石流
辻ヶ入1地区	五泉市尻上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金山地区	五泉市尻上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尻上(1)地区	五泉市尻上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
辻ヶ入2地区	五泉市尻上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

辻ヶ入3地区	五泉市尻上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮古地区	五泉市尻上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮古(1)地区	五泉市尻上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮古(2)地区	五泉市尻上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮古(3)地区	五泉市尻上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尻上沢地区	五泉市尻上	次の図のとおり	土石流
宮古(1)地区	五泉市尻上	次の図のとおり	土石流
菅沢(1)地区	五泉市菅沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅沢(2)地区	五泉市菅沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅沢(3)地区	五泉市菅沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅沢(4)地区	五泉市菅沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井戸上沢地区	五泉市菅沢	次の図のとおり	土石流
宮の沢地区	五泉市菅沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寺坂地区	新潟市北区太夫浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
出山地区	新潟市北区太郎代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真砂町地区	新潟市西区真砂2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺尾地区	新潟市西区寺尾上2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大野地区	新潟市西区大野、坂井、大学南1丁目、大学南2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂井砂山地区	新潟市西区坂井砂山1丁目、寺尾上6丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松海が丘東地区	新潟市西区松海が丘1丁目、西小針台3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

五十嵐二の町-2地区	新潟市西区五十嵐二の町、 内野山手2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
内野町地区	新潟市西区内野山手2丁 目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十嵐西地区	新潟市西区五十嵐西、五十 嵐三の町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十嵐三の町-1地区	新潟市西区五十嵐三の町 北	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十嵐三の町-2地区	新潟市西区五十嵐三の町 東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十嵐二の町-1地区	新潟市西区五十嵐二の町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
内野山手地区	新潟市西区内野山手2丁 目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十嵐三の町西地区	新潟市西区五十嵐三の町 西	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
沢田地区	三島郡出雲崎町大字沢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
六郎女橋地区	三島郡出雲崎町大字沢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢田(1)地区	三島郡出雲崎町大字沢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢田(2)地区	三島郡出雲崎町大字沢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢田(3)地区	三島郡出雲崎町大字沢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢田(4)地区	三島郡出雲崎町大字沢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢田(5)地区	三島郡出雲崎町大字沢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢田(6)地区	三島郡出雲崎町大字沢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神条地区	三島郡出雲崎町大字神条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神条(2)地区	三島郡出雲崎町大字神条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神条(3)地区	三島郡出雲崎町大字神条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神条(4)地区	三島郡出雲崎町大字神条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神条(5)地区	三島郡出雲崎町大字神条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

神条(6)地区	三島郡出雲崎町大字神条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神条(7)地区	三島郡出雲崎町大字神条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神条(8)地区	三島郡出雲崎町大字神条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神条(9)地区	三島郡出雲崎町大字神条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乙茂(5)地区	三島郡出雲崎町大字乙茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乙茂(1)地区	三島郡出雲崎町大字乙茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乙茂(2)地区	三島郡出雲崎町大字乙茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乙茂(4)地区	三島郡出雲崎町大字乙茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
貝掛急傾斜地地区	南魚沼郡湯沢町三俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八木沢急傾斜地地区	南魚沼郡湯沢町三俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葦の沢地区	南魚沼郡湯沢町三俣	次の図のとおり	土石流
コベヤ沢地区	南魚沼郡湯沢町三俣	次の図のとおり	土石流
細越沢地区	南魚沼郡湯沢町三俣	次の図のとおり	土石流
北ノ入沢地区	南魚沼郡湯沢町三俣	次の図のとおり	土石流
水無川地区	南魚沼郡湯沢町三俣	次の図のとおり	土石流
貝掛土石流地区	南魚沼郡湯沢町三俣	次の図のとおり	土石流
カッサ川(1)地区	南魚沼郡湯沢町三俣	次の図のとおり	土石流
南ノ沢地区	南魚沼郡湯沢町三俣	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

5 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柱道(1)地区	糸魚川市大字柱道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柱道(2)地区	糸魚川市大字柱道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堂谷川(1)地区	糸魚川市大字柱道	次の図のとおり	土石流
柱道(1)地区	糸魚川市大字柱道	次の図のとおり	土石流
指塩地区	糸魚川市大字指塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

新潟県スポーツ賞の表彰について(公告)

新潟県スポーツ賞規則(平成3年新潟県規則第72号)第2条の規定により、次の者を表彰した。

平成27年2月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 被表彰者

氏 名 住所地の市区町村等
 星野 純子 福島県耶麻郡猪苗代町
 清水 亜久里 妙高市

2 表彰日

平成27年2月12日

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年2月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 蔦屋書店長岡新保店
 所在地 長岡市新保町1326番地
 設置者 株式会社トップカルチャー

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) 蔦屋書店長岡新保店
 (変更後) 蔦屋書店長岡新保店

(2) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 長岡市新保中央土地区画整理事業地内13街区
 (変更後) 長岡市新保町1326番地

- 3 変更年月日
平成26年10月10日
- 4 変更の理由
店舗の名称が正式に決定し、また所在地が確定したため。
- 5 届出年月日
平成27年2月13日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成27年2月24日から平成27年6月24日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域的生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年2月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 蔦屋書店長岡新保店
所在地 長岡市新保町1326番地
設置者 株式会社トップカルチャー
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置
(変更前) 駐車場1 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 駐車場1 届出書に添付された図面のとおり
駐車場2 届出書に添付された図面のとおり
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 駐車場1 午前6時30分から翌午前1時30分
(変更後) 駐車場1 午前6時30分から翌午前1時30分
駐車場2 午前8時から午後9時
 - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 駐車場1 出入口の数 3箇所
位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 駐車場1 出入口の数 3箇所
位置 届出書に添付された図面のとおり
駐車場2 出入口の数 2箇所
位置 届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更する年月日
平成27年10月14日(ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降)
- 4 変更の理由
駐車場を新設して、来客者の利便性を高めるため。
- 5 届出年月日
平成27年2月13日

- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成27年2月24日から平成27年6月24日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況について

普通会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事、新潟県教育委員会及び新潟県公安委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定によりその内容を公表する。

平成27年2月24日

新潟県監査委員 野 上 信 子
新潟県監査委員 小 島 隆
新潟県監査委員 内 山 五 郎
新潟県監査委員 田 宮 強 志

監査の種別	平成24年度会計 定期 監 査	
部局名	監査の結果	措置の内容
教育委員会	<p>教育財産の自転車置場について、教育長の承認を得ず処分していた。 また、自転車置場の処分及び新設について、財産台帳の変更報告手続が未了であった。 教育財産事務取扱規則に基づいた事務手続を行われたい。 【十日町総合高等学校】</p>	<p>行政財産の用途廃止及び処分について、平成25年12月12日付で承認されました。 また、財産台帳の変更手続も完了しました。</p>
	<p>授業で使用したヒーターの電源の切り忘れにより出火し、火災及び消火活動により施設設備等を損傷した。 火災の再発防止の徹底と電気器具の取扱い等について、火災予防の観点から職員に対し周知徹底を図られたい。 【高田特別支援学校】</p>	<p>再発防止のため、確認手順や注意喚起について全教室等に表示を行い、全職員が危機意識を持ってお互いに声を掛け合い、安全確認、点検を行うことを周知徹底しました。 消防計画に自主点検項目を追加して校舎安全防犯管理点検表による日々の確認を実施し、火災予防に努めています。</p>
	<p>100万円を超える灯油の購入契約について、契約書が作成されていなかった。 財務規則に基づいた事務手続を行われたい。 【有恒高等学校】</p>	<p>今後行う契約の執行にあたっては、関係法令を遵守し、必要な契約書の作成漏れがないよう徹底します。</p>
	<p>テニス防球ネットについて、事前に教育長の承認を得ず、また、教育財産の用途廃止の手続を行わず処分していたほか、この処分に係る財産台帳の変更報告の手続が未了であった。 教育財産事務取扱規則に基づいた事務手続を行われたい。 【有恒高等学校】</p>	<p>今後行う財産処分にあたっては、事前に教育財産用途廃止申請を行い、処分完了後は速やかに財産台帳移動報告を行うよう徹底します。 平成25年12月 5日財産台帳移動報告書を提出し、6日に出力帳票を受理し、整理しました。</p>

監査の種別	平成25年度会計 定期 監 査	
部局名	監査の結果	措置の内容
総務管理部	<p>100万円を超える灯油購入について、契約書が作成されていなかった。 財務規則に基づく適正な事務処理を行われたい。 【管財課】</p>	<p>事務手続の際の様式を見直し、契約書の作成の要否について、複数人がチェックできる体制を整えました。</p>
福祉保健部	<p>住宅新築資金等貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分341件14,211,038円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 【福祉保健課】</p>	<p>住宅新築資金等貸付金収入にかかる県の債権総額16,785,930円について分割納入方式により償還させることとしておりますが、平成26年10月31日までの納入額は15件691,272円となっております。 今後も市町村と連携を図り、債務者に加え、保証人等にも連絡をとりながら、未納額の早期収納に努めてまいります。</p>

<p>平成24年度及び25年度の安定ヨウ素剤購入について、担当職員が事務処理を怠ったため安定ヨウ素剤が未配備あるいは更新されない事態が生じたほか、当該職員が偽造した書類が添付された実績報告書が国に提出されたことにより、内閣府所管の交付金7,170,345円の返還及び加算金987,356円の支払いが生じたものがあった。</p> <p>これらの事案を含め、平成22年度から25年度までの間に、文書を偽造したもの81件、事務を懈怠したもの9件、上司の決裁を受けずに事務処理を行ったもの27件、本来公費で支払うべき費用を私費で支払ったもの21件、決裁文書等が所在不明のもの31件、合計169件の不正及び極めて不適切な事務処理がなされていた。</p> <p>県民の安全・安心に関わる安定ヨウ素剤購入事務を始め、長期間に渡り多くの不正及び不適切な事務処理が行われ、また、これを発見し防止できなかったことは、県行政に対する県民の信頼を大きく損なう極めて憂慮すべき事態である。</p> <p>再発防止のため管理監督者の業務管理を徹底するとともに、このような事態が生じた原因を十分に検証し、会計事務処理、予算執行管理及び物品管理等において、内部牽制が機能するよう適正な事務処理を行い、県民の信頼回復に取り組まれない。</p> <p style="text-align: center;">【医務薬事課】</p>	<p>安定ヨウ素剤未調達事案及び書類の偽造、支払処理の不備等の不適正な事務処理について、再発を防止するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支出命令決議書等の支出関係書類について、個人保管を一切止め、課キャビネットでの保管を徹底 ○所属出納員及び補助職員による出納確認入力の実施 ○支出命令者等の印鑑票の作成 ○事業別の予算執行管理表の作成 ○消耗品についても物品管理簿を作成し、管理を徹底 <p>する等、確実に事務を遂行し、県民の信頼回復に取り組んでまいります。</p>
<p>看護師等修学資金返金について、決算日現在、過年度調定分64件1,299,000円が未納となっていた。</p> <p>未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【医師・看護職員確保対策課】</p>	<p>今後も、債務者に加え、必要に応じて連帯保証人と連絡を取りながら、個々の状況に応じた返還指導を行い、未納額の早期収納に努めてまいります。</p> <p>なお、指摘のありました事項における平成26年10月31日までの納入額は1件18,000円です。</p>
<p>扶助費の執行について、平成26年度予算で支出すべきところ、平成25年度予算で支出したものがあつた。</p> <p>予算管理及び会計年度所属区分の確認を徹底されたい。</p> <p style="text-align: center;">【障害福祉課】</p>	<p>会計年度所属区分について、支出命令者の確認及び所属出納員の審査を徹底してまいります。</p>
<p>母子寡婦福祉資金貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分19,556件108,128,893円が未納となっていた。</p> <p>未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【児童家庭課】</p>	<p>地域振興局健康福祉（環境）部を通じた償還指導により、納入の促進を図った結果、平成26年10月31日までの納入額は729件6,287,157円となっています。</p> <p>未納者の状況把握に努め、個々の状況に応じた早期の償還指導を行うことにより、未納額の早期収納に努めてまいります。</p>

	<p>児童扶養手当返納金収入について、決算日現在、過年度調定分296件3,657,930円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【児童家庭課】</p>	<p>地域振興局健康福祉（環境）部を通じた償還指導により、納入の促進を図った結果、平成26年10月31日までの納入額は86件958,104円となっています。</p> <p>未納者の状況把握に努め、個々の状況に応じた早期の償還指導を行うことにより、未納額の早期収納に努めてまいります。</p>
	<p>コロニーにいがた白岩の里使用料収入について、平成25年12月31日現在、過年度調定分102件3,660,023円が未納となっていた。</p> <p>件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【コロニーにいがた白岩の里】</p>	<p>利用者の当所担当者及び市町村担当者と連携し、納入相談や訪問督促を行い、個別の状況に応じた収納方法により未納額の早期収納に努めてまいります。</p> <p>なお、指摘のありました事項における平成26年10月31日までの納入額は22件1,028,933円です。</p>
<p>産業労働観光部</p>	<p>設備合理化資金貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分39件16,325,148円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【商業振興課】</p>	<p>債務者や連帯保証人に対して督促を行っており、平成26年10月31日までに2件80,000円が納入済みです。</p> <p>今後も、債務者等の状況に応じた計画返済など債務者等と十分協議を行い、未納額の圧縮に努めてまいります。</p>
	<p>中小企業支援資金貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分107件899,035,498円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【商業振興課】</p>	<p>未納額が多額となっている債務者については、計画的な償還を指導するなど、償還能力に応じた債権回収に努めており、平成26年10月31日までに27件27,474,402円が納入済みです。</p> <p>今後とも、債務者等と十分協議を行い、未納額の圧縮に努めてまいります。</p>
<p>農林水産部</p>	<p>林業改善資金貸付事業収入について、決算日現在、過年度調定分39件57,242,042円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【経営普及課】</p>	<p>債務者や連帯保証人に対して督促を行うとともに、償還能力に応じた計画的な分割納入を指導するなど、債権回収に努めており、平成26年10月末までに570,000円が納入済みです。</p> <p>今後とも、債務者等と十分協議を行うとともに、権利放棄の基準に該当する案件があるか判断しながら、収納促進に努めてまいります。</p>

	<p>農林水産費貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分9件 14,842,514円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【経営普及課】</p> <p>農業関係雇用創出基金事業の委託料返還請求に係る過年度収入について、決算日現在、過年度調定分14件 18,951,653円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【経営普及課】</p>	<p>債務者や連帯保証人に対して督促を行うとともに、償還能力に応じた計画的な分割納入を指導するなど、債権回収に努めており、平成26年10月末までに1,222,500円が納入済みです。</p> <p>今後とも、債務者等と十分協議を行うとともに、権利放棄の基準に該当する案件があるか判断しながら、収納促進に努めてまいります。</p> <p>なお、平成26年12月議会におきまして、当該基準に該当する農業改良資金貸付金1件、残元本額4,473,000円について、権利放棄の議案を提出致しました。</p> <p>返還請求先に対して督促を行っておりますが、相手方の経営状況の問題もあり納入が図られておりません。</p> <p>引き続き、返還請求先と十分協議を行い、収納促進に努めてまいります。</p>
<p>土木部</p>	<p>新潟県住宅供給公社が管理を行っている県営住宅の使用料について、決算日現在、過年度調定分836件 17,491,046円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【都市局建築住宅課】</p>	<p>過年度調定分の県営住宅の使用料については、滞納整理に努めた結果、平成25年度決算日から平成26年11月末までの間に82件1,782,126円の納入があり、併せて33件442,103円の不納欠損処分を行った結果、未納分は721件15,266,817円となりました。</p> <p>今後も滞納の発生防止に力を入れるとともに、臨戸訪問等による滞納者への納入指導を一層強化するなど、未納額の早期回収に努めてまいります。</p>
<p>新潟地域振興局</p>	<p>う蝕予防事業補助金について、支出負担行為の決定をせずに補助金交付決定していた。 財務規則に基づいた事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">【健康福祉部】</p>	<p>速やかに支出負担行為を行いました。</p> <p>今後は、事業担当者が交付決定をする際に、支出負担行為決議書(財務会計)を作成し、必ず庶務係にも回覧します。</p> <p>○作成書類 支出負担行為決議書 【添付書類】 交付申請書 交付決定通知書(案) 要綱</p> <p>決裁後、支出負担行為の確定(財務会計)と交付決定通知を行います。</p>

	<p>職員が平成25年11月29日公用車を運転中、雪道での運転操作を誤り民家の車庫に駐車していた自動車に衝突し、相手方に710,255円の損害賠償をしたほか、公用車を廃棄していたものがあった。 安全運転の徹底に努められたい。 【新潟地域整備部】</p>	<p>安全運転管理者(副部長)による職員への安全運転の呼びかけや管内の交通事故の危険箇所を部内で回覧するなどの取組を行い、安全運転・交通事故防止の徹底に努めてまいります。</p>
	<p>黒山駅分岐新潟東港鉄道専用線について、普通財産の貸付契約が行われず、普通財産貸付料で多額の調定未了を生じさせるなど、不適切な事務処理が7件あった。 管理監督者の業務管理を徹底させるとともに、内部牽制が機能するよう適正な事務処理を行い、再発防止に努められたい。 【新潟港湾事務所】</p>	<p>平成26年9月に貸付相手先と契約を締結し、平成26年度中に分割納入分も含め貸付料全額が完納される予定です。 当該事案を踏まえ、管理監督者による業務管理を徹底するとともに、申請の一元受付や貸付情報の共有化など再発防止策を講じ、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
	<p>県が管理する物揚場において、停車中のトラックの右前輪部分の路面が陥没し、車両を損傷するなどの事故が2件発生し、相手方に合計2,283,253円の損害賠償をしたものがあった。 施設の整備及び管理に万全を期されたい。 【新潟港湾事務所】</p>	<p>物揚場全体を調査し、応急修繕を行いました。 抜本的対策までの対応として、物揚場の定期的な沈下観測により、事故を予防するとともに施設の整備と管理に努めてまいります。 また、抜本的対策として、当該施設の更新を行う予定です。</p>
<p>三条地域振興局</p>	<p>生活保護費徴収金収入(生活保護法第78条)について、平成25年11月30日現在、過年度調定分109件10,088,940円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 【健康福祉環境部】</p>	<p>履行延期により継続的に返納を行っている者もいますが、今後も家庭訪問、電話及び文書の送付により未納者に対して継続して指導を行ってまいります。 また、保護費支給時や年金支給日などの収入があった際に集中して返納指導を行うことや、未申告の収入が疑われるケースについては預金調査を随時実施することにより、未納額の早期収納と新たな債権の発生防止に取り組んでまいります。 また、債権の発生防止のため、保護開始時に収入申告義務についての周知を徹底し、継続中の世帯に対しても収入申告義務があることを、年に1回以上、再度周知するよう各担当者に指示しております。 なお、指摘のありました事項における平成26年10月31日までの納入額は1件77,330円です。</p>

<p>長岡地域振興局</p>	<p>児童家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分515件4,686,360円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【健康福祉環境部】</p>	<p>未収金対策会議等において、対象者の家庭状況や滞納に関する問題点について担当者間で情報共有し、効果的な収納対策を検討するとともに、電話督促・文書催告・戸別訪問を行うなど計画的・組織的な対応を行い、未納額の早期収納に努めてまいります。</p> <p>なお、指摘のありました事項における平成26年10月31日までの納入額は24件207,550円です。</p>
	<p>生活保護費返還金収入（生活保護法第63条）について、決算日現在、過年度調定分1件1,040,000円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【健康福祉環境部】</p>	<p>履行延期により継続的に返納を行っている者もいますが、今後も家庭訪問、電話及び文書の送付により未納者に対して継続して指導を行ってまいります。</p> <p>また、保護費支給時や年金支給日などの収入があった際に集中して返納指導を行うことや、未申告の収入が疑われるケースについては預金調査を随時実施することにより、未納額の早期収納と新たな債権の発生防止に取り組んでまいります。</p> <p>また、債権の発生防止のため、保護開始時に収入申告義務についての周知を徹底し、継続中の世帯に対しても収入申告義務があることを、年に1回以上、再度周知するよう各担当者に指示しております。</p>
<p>南魚沼地域振興局</p>	<p>児童家庭費負担金収入について、平成25年11月30日現在、過年度調定分339件4,126,294円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【健康福祉環境部】</p>	<p>未収金対策会議等において、対象者の家庭状況や滞納に関する問題点について担当者間で情報共有し、効果的な収納対策を検討するとともに、電話督促・文書催告・戸別訪問を行うなど計画的・組織的な対応を行い、未納額の早期収納に努めてまいります。</p> <p>なお、指摘のありました事項における平成26年10月31日までの納入額は3件40,200円です。</p>

	<p>生活保護費徴収金収入（生活保護法第78条）について、平成25年11月30日現在、過年度調定分4件3,940,000円が未納となっていた。 金額が増加しているのので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【健康福祉環境部】</p>	<p>履行延期により継続的に返納を行っている者もいますが、今後も家庭訪問、電話及び文書の送付により未納者に対して継続して指導を行ってまいります。 また、保護費支給時や年金支給日などの収入があった際に集中して返納指導を行うことや、未申告の収入が疑われるケースについては預金調査を随時実施することにより、未納額の早期収納と新たな債権の発生防止に取り組んでまいります。 また、債権の発生防止のため、保護開始時に収入申告義務についての周知を徹底し、継続中の世帯に対しても収入申告義務があることを、年に1回以上、再度周知するよう各担当者に指示しております。 なお、指摘のありました事項における平成26年10月31日までの納入額は3件115,000円で、不納欠損処理を行ったものは1件250,000円です。</p>
	<p>障害者福祉費負担金収入について、平成25年11月30日現在、過年度調定分62件1,735,000円が未納となっていた。 金額が増加しているのので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【健康福祉環境部】</p>	<p>未収金対策会議等において、対象者の家庭状況や滞納に関する問題点について担当者間で情報共有し、効果的な収納対策を検討するとともに、電話督促・文書催告・戸別訪問を行うなど計画的・組織的な対応を行い、未納額の早期収納に努めてまいります。 なお、指摘のありました事項における平成26年10月31日までの納入額は3件13,500円です。</p>
<p>十日町地域振興局</p>	<p>う蝕予防事業補助金について、支出負担行為の決定をせずに補助金交付決定していた。 財務規則に基づいた事務手続を行われない。</p> <p style="text-align: right;">【健康福祉部】</p> <p>県が管理する道路において、雪崩により流出した雪塊に走行中の車両が衝突するなどの事故が9件発生し、相手方に合計1,475,544円の損害賠償をしたものがあった。 施設の管理に万全を期されたい。</p> <p style="text-align: right;">【地域整備部】</p>	<p>事業担当と会計担当の連携がとれていなかったため生じた事案で、事業担当が交付決定起案時に必ず会計担当に供覧するよう申し合わせ、適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>パトロール等を強化して、再発防止に一層努めると共に、迅速な維持・補修を行い、安全安心な道路環境の確保に努めてまいります。</p>
<p>柏崎地域振興局</p>	<p>う蝕予防事業補助金について、支出負担行為の決定をせずに補助金交付決定していた。 財務規則に基づいた事務手続を行われない。</p> <p style="text-align: right;">【健康福祉部】</p>	<p>補助金交付決定にあたり、財務規則に基づいた事務手続を行うよう職員に対して周知徹底致しました。 また、庶務係においても事業の進捗状況について確認するように周知徹底致しました。</p>

	<p>職員が平成25年7月10日公用車を運転中、前方確認を怠ったため、停止車両に追突したなどの交通事故が4件あり、相手方に656,800円の損害賠償をしたほか、公用車1台の廃車及び修理費等として754,041円を支出したものがあつた。 安全運転の徹底に努められたい。 【地域整備部】</p>	<p>定例会議等での注意喚起の継続や警察の協力を得ながら所属独自の交通安全講習会を開催するなど、職員1人1人の安全運転への意識の向上と安全運転を徹底するとともに、公用車の効率的・効果的な利用を図ることで職員の事故発生リスクの軽減に努めてまいります。</p>
<p>上越地域振興局</p>	<p>児童家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分605件4,583,970円が未納となつていた。 件数、金額とも増加しているのので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 【健康福祉環境部】</p>	<p>未収金対策会議等において、対象者の家庭状況や滞納に関する問題点について担当者間で情報共有し、効果的な収納対策を検討するとともに、電話督促・文書催告・戸別訪問を行うなど計画的・組織的な対応を行い、未納額の早期収納に努めてまいります。 なお、指摘のありました事項における平成26年10月31日までの納入額は3件54,600円です。</p>
	<p>障害福祉費負担金収入(児童福祉施設)について、決算日現在、過年度調定分78件2,032,900円が未納となつていた。 未納額の早期収納に努められたい。 【健康福祉環境部】</p>	<p>未収金対策会議等において、対象者の家庭状況や滞納に関する問題点について担当者間で情報共有し、効果的な収納対策を検討するとともに、電話督促・文書催告・戸別訪問を行うなど計画的・組織的な対応を行い、未納額の早期収納に努めてまいります。</p>
<p>糸魚川地域振興局</p>	<p>京ヶ峰1丁目地区防災・安全(急傾)公関・大規模工事他1件において、吹付枠工及びラス張工の市場単価の施工規模補正等を誤つたため、合計2,072,700円過大設計になつていた。 担当者の積算能力向上のための研修の充実や所属内でのチェック体制を見直すなど積算誤りの発生防止に努められたい。 【地域整備部】</p>	<p>所属研修やOJTを充実し、職員の積算能力の向上を図るとともに、現状を把握の上、チェック体制を強化し再発防止に努めてまいります。</p>

<p>佐渡地域振興局</p>	<p>生活保護費徴収金収入（生活保護法第78条）について、平成25年12月31日現在、過年度調定分107件3,110,000円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【健康福祉環境部】</p>	<p>履行延期により継続的に返納を行っている者もいますが、今後も家庭訪問、電話及び文書の送付により未納者に対して継続して指導を行ってまいります。 また、保護費支給時や年金支給日などの収入があった際に集中して返納指導を行うことや、未申告の収入が疑われるケースについては預金調査を随時実施することにより、未納額の早期収納と新たな債権の発生防止に取り組んでまいります。 また、債権の発生防止のため、保護開始時に収入申告義務についての周知を徹底し、継続中の世帯に対しても収入申告義務があることを、年に1回以上、再度周知するよう各担当者に指示しております。 なお、指摘のありました事項における平成26年10月31日までの納入額は2件40,000円です。</p>
<p>教育委員会</p>	<p>学校に勤務していた教諭が、平成20年度から24年度にかけて虚偽の請求を行い旅費等を不正に受給していたことが分かった。 このような事態が発生したことは県教育行政への信頼を大きく損なうものであり、きわめて憂慮すべきことである。 出張等の事実関係の確認や私費会計の適正な管理を徹底し、再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【三条商業高等学校】</p>	<p>事件の概要及び問題点を教職員に周知し、不正を疑われるような手当等を受給することがないよう指導するとともに、出張や週休日の部活動指導等においては、指導計画とは別に活動の詳細がわかる部活動日誌をつけることを徹底指導しました。 学校（団体）徴収金会計処理については「県立学校徴収金会計取扱要綱」「県立学校徴収金会計の取扱いに関するガイドライン」に従い会計処理を徹底指導しました。</p>
	<p>100万円を超える教師用指導書購入について、物品等指名審査会が開催されておらず、また、契約書が作成されていなかった。 財務規則に基づいた事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">【新潟商業高等学校】</p>	<p>発注担当者が財務規則や運用等を熟知することにより、適正な事務手続を行うよう努めます。</p>
	<p>新潟県奨学金貸付金等収入について、決算日現在、過年度調定分1,586件70,423,651円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収方法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【高等学校教育課】</p>	<p>催告等の結果、平成26年12月10日現在79件4,003,700円の納入があり、未納額は1,507件66,419,951円となっています。 新潟県財務規則に基づく所定の督促とともに、奨学金システムを活用しながら本人及び連帯保証人等に対して文書及び電話による催告を強化し、今後とも未納額の早期回収に努めてまいります。</p>

公安委員会	<p>公務中における職員の公用車による交通事故が14件あり、公用車1台を廃棄予定としたほか、相手方に825,798円の損害賠償(うち県費支出額769,297円)をし、公用車の修理費として760,186円支出したものがあつた。</p> <p>また、このほかにも公務中における職員の自家用車による交通事故で相手方に1,916,355円(県費負担なし)の損害賠償をしたものがあつた。</p> <p>県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	<p>警察本部では、各種会議において交通事故防止について指示し、交通事故多発時には教養資料を発出するなど注意喚起に努めるほか、監察官や技能指導官等が警察学校における各種専科や研修等の機会を捉えて指導・教養を実施するなど、安全運転意識の醸成に努めております。</p> <p>今後とも、「自動車運転訓練指導者研修」や「交通事故再発防止特別研修」などを通じ、職員の安全運転の指導を徹底するよう管理してまいります。</p>
	<p>旧燕警察署の用途廃止及び取壊しについて、事務手続が行われていなかった。</p> <p>公有財産事務取扱規則に基づいた事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	<p>警察本部では、公有財産の用途廃止及び取壊し申請を直ちに行い、平成26年8月19日付けで事務手続を完了しております。</p> <p>今後は、年度当初に庁舎等の建替に伴う必要な財産事務を確認するなど、公有財産事務取扱規則に基づく適正な事務手続を徹底するよう管理してまいります。</p>

教育委員会公告

平成27年度県立盲学校及び聾学校幼稚部の欠員補充による2次募集について(公告)

平成27年4月県立盲学校及び聾学校幼稚部に入学の幼児の欠員補充による2次募集を、次により行う。

平成27年2月24日

新潟県教育委員会 教育長 高井 盛雄

1 2次募集を行う学校と幼児数

- 県立新潟盲学校 3歳児学級 若干人
 4歳児学級 若干人
 5歳児学級 若干人
- 県立新潟聾学校 3歳児学級 若干人
 4歳児学級 若干人
- 県立長岡聾学校 3歳児学級 若干人
 5歳児学級 若干人
- 県立長岡聾学校高田分校
 3歳児学級 若干人
 4歳児学級 若干人
 5歳児学級 若干人

2 出願資格及び出願手続

1次選考における出願資格及び出願手続と同様とする。

3 出願期間

平成27年3月11日(水)から3月16日(月)まで、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。(土・日曜日を除く。)

4 面接の期日

平成27年3月17日(火)

5 結果の発表

平成27年3月19日(木)までに各学校において行う。

平成27年度県立特別支援学校高等部の欠員補充による2次募集について(公告)

平成27年4月県立特別支援学校高等部(高等特別支援学校を含む。)に入学の生徒の欠員補充による2次募集を、次により行う。

平成27年2月24日

新潟県教育委員会 教育長 高井 盛雄

1 2次募集を行う学校と生徒数

県立新潟盲学校	普通科	6人
	保健医療科	7人
	専攻科医療科	7人
県立新潟聾学校	普通科	5人
県立長岡聾学校	産業技術科	7人
	知的障害普通学級	5人
	専攻科産業科	8人
県立江南高等特別支援学校	普通学級	8人
県立江南高等特別支援学校川岸分校	普通学級	6人
県立西蒲高等特別支援学校	普通学級	5人
県立村上特別支援学校	普通学級	2人
同 いじみの分校	普通学級	1人
県立駒林特別支援学校	普通学級	2人
県立小出特別支援学校	普通学級	9人
同 川西分校	普通学級	2人
県立はまなす特別支援学校	普通学級	5人
県立高田特別支援学校	普通学級	9人
同 白嶺分校	普通学級	3人
県立佐渡特別支援学校	普通学級	7人
県立東新潟特別支援学校	普通学級	4人
県立上越特別支援学校	普通学級	5人
県立吉田特別支援学校	普通学級	2人
県立柏崎特別支援学校	普通学級	6人

2 出願資格及び出願手続

1次選考における出願資格及び出願手続と同様とする。新潟学区普通学級、五泉阿賀野学区普通学級、三条地区普通学級、高田学区普通学級については、欠員が生じた学校に直接出願する。

3 出願期間

平成27年3月11日(水)から3月16日(月)まで、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。(土・日曜日を除く。)

4 面接の期日

平成27年3月17日(火)

5 結果の発表

平成27年3月19日(木)までに各学校において行う。